

平成 26 年 2 月 12 日 開会

平成 26 年 2 月 12 日 閉会

(定例会)

## 平成 26 年第 1 回

# 島根県後期高齢者医療広域連合議会会議録

島根県後期高齢者医療広域連合議会

島根県後期高齢者医療広域連合告示第1号

平成26年第1回島根県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年1月6日

島根県後期高齢者医療広域連合長 松浦 正敬

- 1 期 日 平成26年2月12日  
2 場 所 市町村振興センター6階 大会議室

---

**○開会日に応召した議員**

景山孝志	金山満輝
竹腰創一	近藤宏樹
山中康樹	下森博之
三宅実	松田和久
原田義則	

---

**○応召しなかった議員**

田中増次

---

---

## 平成 26 年第 1 回島根県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成 26 年 2 月 12 日（水曜日）

---

### 議事日程

平成 26 年 2 月 12 日 午後 1 時 00 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
  - 日程第 2 会期の決定
  - 日程第 3 議案第 1 号 島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
  - 日程第 4 議案第 2 号 島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について
  - 日程第 5 議案第 3 号 平成 25 年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
  - 日程第 6 議案第 4 号 平成 26 年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
  - 日程第 7 議案第 5 号 平成 26 年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1 号 島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 2 号 島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 3 号 平成 25 年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 6 議案第 4 号 平成 26 年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第 7 議案第 5 号 平成 26 年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算

---

**出席議員（9名）**

1番 景山孝志	3番 金山満輝
4番 竹腰創一	5番 近藤宏樹
6番 山中康樹	7番 下森博之
8番 三宅実	9番 松田和久
10番 原田義則	

---

**欠席議員（1名）**

2番 田中増次

---

**事務局出席職員職氏名**

議会事務局長 ----- 小川浩明 書記 ----- 角田泰男  
書記 ----- 多々良慎吾

---

**説明のため出席した者の職氏名**

広域連合長 ----- 松浦正敬 副広域連合長 ----- 石橋良治  
事務局長 ----- 岩成久 会計管理者 ----- 角亨  
業務課長 ----- 森脇佐多美

---

**午後1時00分開会**

○議長（原田 義則） ただいまより、平成26年第1回島根県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

---

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（原田 義則） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において4番竹腰創一議員及び5番近藤宏樹議員を指名いたします。

---

**日程第2 会期の決定**

○議長（原田 義則） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 議案第1号

○議長（原田 義則） 日程第3、議案第1号 島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

松浦広域連合長。

○広域連合長（松浦 正敬） 島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。議案集の1ページを御覧ください。

本件につきましては、平成26年度と平成27年度の保険料率について新たに定めること。また、高齢者の医療の確保に関する法律施行令が改正されたことに伴い、保険料の賦課限度額を57万円に引き上げること及び保険料軽減の対象者を拡大すること。さらに、平成25年度に行った低所得者及び旧被扶養者の保険料の特別軽減に係る特例措置を、平成26年度においても継続して行うということについて改正するものであります。

まず、保険料率の改定についてであります。昨年12月に施行された社会保障制度改革プログラム法により、本制度は必要な措置を講じながら存続することが示されたところでございます。高齢者の方々にとって急激な保険料の上昇は大きな負担となることから、制度の継続を踏まえ、中期の財政見通しに立ち、保険料の上昇率が平準化されるよう配慮いたしました。

今回の保険料率改定におきましては、これまでの保険料剰余金の全額約8億7,000万円を保険料の上昇を抑制するための財源として繰り入れ、平成26年度と平成27年度の保険料率につきまして、所得割率を現行の8.41%から8.53%へ、均等割額を現行の41,520円から43,440円へ、それぞれ改定するものであります。

これにより、保険料の上昇を7.3%から2.4%に抑制し、1人当たり保険料は、年額で1,148円増額の49,224円となる見込みであります。

次に、保険料の賦課限度額についてであります。医療給付費の伸び等により、保険料負担の増加が見込まれる中、中間所得者層の負担を抑制し、上位所得者に応分の負担を求める観点から国民健康保険料の賦課限度額が引き上げられます。

これに合わせ、平成26年度から保険料の賦課限度額を2万円引き上げて57万円にするよう、高齢者の医療の確保に関する法律施行令が改正されたところであります。これに伴い、同様に改正するものであります。

次に、所得の少ない者に係る保険料の軽減対象の拡大についてであります。

平成26年度より、国民健康保険制度の5割軽減と2割軽減の対象者の拡大が決まったことで、本制度もこれに合わせ、高齢者の医療の確保に関する法律施行令が改正されました。これに伴い、同様に改正するものであります。

内容は、5割軽減は、現在2人世帯以上が対象であるところを単身世帯についても対象とするものであります。また、2割軽減は、軽減対象となる所得の基準額を引き上げるもので

あります。

最後に、低所得者及び旧被扶養者の特別軽減に係る特例措置につきましては、平成26年度においても、引き続き国において財源措置されることが閣議決定されたことに伴い、継続して実施するよう改正を行うものであります。

なお、この条例は平成26年4月1日から施行いたします。また、今回の改正については広域連合条例のみの改正であり、市町村における条例改正はありません。

以上、条例改正の概要説明とさせていただきます。何卒よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（原田 義則）** これより質疑に入ります。

議案第1号 島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（原田 義則）** 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第1号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第1号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（原田 義則）** 討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第1号 島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○議長（原田 義則）** 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第2号

**○議長（原田 義則）** 日程第4、議案第2号 島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

松浦広域連合長。

**○広域連合長（松浦 正敬）** 議案第2号 島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。議案集の3ページを御覧ください。

本件につきましては、国から財源措置される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金に係

る事業の延長に伴い、基金事業を継続して行うための改正であります。

国において、平成26年度も低所得者及び被扶養者であった被保険者に対する保険料の特別軽減が実施されるに伴いまして、特例交付金を財源に設置しております特例基金の期限を延長するものであります。

また、国において基金事業の実施について定めた要領の実施期限も延長されることから、これを機に国の要領に合わせ、処分について対象者が明確となるよう条文の見直しを行うものであります。

以上、概要を御説明申し上げましたが、何卒よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（原田 義則）** これより質疑に入ります。

議案第2号 島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（原田 義則）** 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第2号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第2号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（原田 義則）** 討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第2号 島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○議長（原田 義則）** 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 議案第3号

**○議長（原田 義則）** 日程第5、議案第3号 平成25年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

松浦広域連合長。

**○広域連合長（松浦 正敬）** 議案第3号 平成25年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

議案集の5ページを御覧ください。

今回の補正予算は、現行予算の4億5,588万7千円 of 総額の変更は行わずに、歳入予

算の組み替えを行うものであります。

内容といたしましては、電算処理システム機能更新経費を対象とする補助金として、島根県市町村振興協会の補助金を2,228万6千円歳入見込みにより計上し、その財源としていた市町村事務費負担金を同額減額するものであります。

以上、一般会計補正予算の説明とさせていただきます。

何卒よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（原田 義則）** これより質疑に入ります。

議案第3号 平成25年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（原田 義則）** 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第3号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第3号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（原田 義則）** 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第3号 島根県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○議長（原田 義則）** 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第4号 から 日程第7 議案第5号

**○議長（原田 義則）** 日程第6、議案第4号 平成26年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計予算及び日程第7、議案第5号 平成26年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算を一括して議題といたします。

提出者の説明を求めます。

松浦広域連合長。

**○広域連合長（松浦 正敬）** 議案第4号 平成26年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきまして御説明申し上げます。

予算書の3ページを御覧ください。

平成26年度広域連合の一般会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億5,521万円を計上いたしております。

前年度の予算と比較いたしますと、金額で2,400万円の減、率にして5.0%の減となっており、この主な理由といたしましては、電算システムの機能改善及び財務会計システムの改修の経費の減によるものです。

歳出につきましては、議会費で40万5千円、総務費で1億5,486万9千円、民生費で2億9,893万6千円、そのほか予備費として100万円を計上するものであります。

この主な内容といたしまして、総務費では、市町村派遣職員人件費負担金として1億4,000万円。民生費では、電算システム運営経費として1億7,525万6千円。また、後期高齢者医療事業特別会計への繰出金として1億2,368万円を計上するものであります。

これらの経費を賄う主な歳入といたしましては、県内19市町村からの事務費負担金4億5,520万円を計上するものであります。

以上、一般会計予算の概要説明とさせていただきます。

続きまして、議案第5号 平成26年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の19ページを御覧ください。

平成26年度広域連合の後期高齢者医療事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,044億4,000万円を計上いたしております。

前年度の予算と比較いたしますと、金額で17億4,200万円の減、率にして1.6%の減となっており、この主な理由といたしましては、保険給付費が24億8,078万5千円の減、基金積立金が7億8,873万7千円の増となったことによるものであります。

保険給付費につきましては、平成24年度及び25年度の給付実績、人口推計を基に、平成26年度及び27年度の給付費を見込んだところであり、予算対比では減少しているものの、前年度実績からみると被保険者数は横ばいで推移しながら、1人当たりの給付費は緩やかに伸びていくものと見込んでおります。

基金積立金については、円滑運営臨時特例交付金が平成26年度より当該年度に交付されることに伴い、これを一旦基金に積み立てるものであります。

歳出につきましては、総務費1億1,794万4千円、保険給付費1,031億3,533万2千円、県財政安定化基金拠出金4,567万5千円、保健事業費3億1,687万円、そのほか特別高額医療費共同事業供出金など8億2,417万9千円を計上するものであります。

この主な内容といたしましては、総務費では、島根県国民健康保険団体連合会へレセプト点検等の事務代行委託事業として6,657万5千円。保険給付費では、療養給付費、療養費などの療養諸費として990億3,966万2千円。高額療養諸費として38億7,067万円。また、葬祭費として2億2,500万円を計上するものであります。

また、保険料の不足などの財源対策として、島根県財政安定化基金拠出金として4,567万5千円。また、保健事業費では、県内19市町村への健康診査事業の委託経費

として2億6,145万8千円。このほか、長寿・健康増進対策として市町村が実施する人間ドック等の経費を補助する健康づくり事業として4,112万3千円などを計上するものであります。

これらの経費を賄う歳入といたしまして、市町村支出金として負担金を166億1,565万8千円計上するものであります。

国庫支出金は、定率負担金や高額公費分、調整交付金などとして359億9,385万9千円。県支出金は、定率負担金及び高額公費分として86億6,983万3千円。また、現役世代からの支援金である支払基金交付金を418億5,696万2千円計上するものであります。

また、繰入金といたしましては、12億976万7千円を計上するものであります。

この主な内訳といたしましては、一般会計からの事務費繰入金が1億2,368万円。保険料の特別軽減分及び広報・相談体制整備の経費を補填する臨時特例基金繰入金が7億9,111万8千円。保険料の不足分を補填する医療給付費準備基金繰入金が2億8,970万8千円などであります。

以上、特別会計予算の概要説明とさせていただきます。

何卒よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（原田 義則）** これより質疑に入ります。

議案第4号 平成26年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計予算及び議案第5号 平成26年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（原田 義則）** 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第4号及び議案第5号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第4号及び議案第5号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（原田 義則）** 討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第4号 平成26年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○議長（原田 義則）** 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 平成26年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（原田 義則） 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（原田 義則） これにて、平成26年第1回島根県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後1時19分 閉会

---